平成２７年（フ）第５０２号
さいたま市見沼区島町410番地11
破産者　中島　文子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
千葉県君津市内箕輪１丁目15番２号
破産者　渡部　秀敏
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第４５０号
新潟市中央区上近江３丁目５番22―1408号
破産者　星野　貴子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３０号
名古屋市守山区小幡２丁目８番29号―１（Ｂ棟）
破産者　後藤　恵子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４号
京都府亀岡市千代川町小川２丁目５番28号　アメニティパレス千代川207号、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市東つつじケ丘曙台４丁目19番８号
破産者　茂野洋一こと　李　　洋一
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
兵庫県明石市林崎町３丁目521番地の５、開始決定時の住所兵庫県明石市松江52番地の６
破産者　重　　宏昌
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
兵庫県明石市鷹匠町１番33号　喜春寮301号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町３丁目１番８―303号
破産者　吉田　和裕
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目25番13号
破産者　野田　竜一
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９３号
札幌市南区南沢５条３丁目９番１号
破産者　武田　幸一
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６８号
札幌市東区北19条東１丁目５番20―102号
破産者　小澤　望美
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
埼玉県川越市三光町27番地２（エトワール101号室）
破産者　山口祐志郎
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３６号
埼玉県入間市大字仏子1700番地１　コーポトリオ101、前住所埼玉県飯能市大字双柳913番地13
破産者　道下　文昭
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８３号
埼玉県狭山市大字水野479番地の22　ウィング入曽103、前住所埼玉県所沢市けやき台２丁目２番地の１　リーデンススクエア所沢けやき台510
破産者　井ノ口泰佑
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５０号
埼玉県狭山市大字南入曽476番地の11　小沢コーポＤ―201、前住所埼玉県所沢市大字久米2175番地の８　リバーサイドヴィラ西所沢107
破産者　安達　和久
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６５号
埼玉県所沢市大字本郷686番地の２
破産者　木下　京子
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５６号
横浜市旭区笹野台３丁目48番10号　桜井荘１Ｆ
破産者　小松　昭義
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５７号
横浜市旭区笹野台３丁目48番10号　桜井荘１Ｆ
破産者　小松タカノ
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１８号
横浜市金沢区堀口20番２―109号
破産者　市川　邦雄
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日